

補助事業者の名称  
及び代表者の氏名 宛て

間接補助事業者 住所 〒〇〇〇—〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇町 1-2-3  
名称 自然人にあっては氏名  
及び代表者の氏名  
〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇

貴社名、代表者役職を忘れずに記入

令和 8 年度中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）間接補助金  
実績報告書

中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）実施要領第 17 条第 1 項の規定に基づき、  
下記のとおり報告します。

記

原則、本項目（1）（2）は、採択（交付決定）された申請書の内容と同じです。

**万が一変更する場合は、出願前に必ずご連絡ください。**

出願後の連絡であると、変更が認められない場合があります。

1. 実施した間接補助事業

(1) 外国特許庁への出願の種別（いずれかに○）

(外国出願)

<input type="radio"/>	①特許出願
<input type="checkbox"/>	②実用新案登録出願
<input type="checkbox"/>	③意匠登録出願
<input type="checkbox"/>	④商標登録出願

(参考:国内基礎出願)

<input type="radio"/>	①特許出願
<input type="checkbox"/>	②実用新案登録出願
<input type="checkbox"/>	③意匠登録出願
<input type="checkbox"/>	④商標登録出願

(2) 外国特許庁への出願の方法（該当するものに○（複数可））

<input type="checkbox"/>	①パリ条約等に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
<input checked="" type="radio"/>	②特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（国内出願を基礎として行った P C T 国際出願を同国の国内段階に移行する方法）
<input type="checkbox"/>	③特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（P C T 国際出願を同国の国内段階に移行する方法）
<input type="checkbox"/>	④ハーグ協定に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
<input type="checkbox"/>	⑤マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

「発明の名称」「要約」「基礎出願からの変更」の有無は必ず記載してください。

(3) 外国特許庁への出願内容等

外国特許庁への出願内容（概要）

- ・発明の名称：〇〇金属材の製造方法及び〇〇金属材
- ・要約：本発明は、〇〇金属材の製造方法であって、第1金属からなる△△部材および該第1金属よりも線膨張率が小さい第2金属からなる□部材を準備する工程と、前期△△部材および前期□□部材を組上げて組上体とする工程と、前期組上体に、前△△部材および前期□□部材を接合可能な温度及び圧力をかけ、××××する工程とを有する。
- ・基礎出願からの変更：米国及び韓国への移行時、基礎出願からクレームの従属形式を変更。

申請書の 8. 「基礎と異なる国内出願又は権利の内容に変更を加えて外国出願する場合、変更の内容と必要性を記入」の欄に記入した変更内容に基づいて、実際に出願を行った変更内容をご記入ください。ただし、**申請書に記入していない変更を行う時は、原則、出願前に連絡をして指示を受けてください。**変更がない場合には、「基礎出願からの変更：なし」と明記してください。

外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の番号

PCT/JP〇〇〇〇〇/〇〇〇〇〇〇  
特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇

- ・ダイレクト PCT 国際出願の場合は PCT 出願番号
- ・基礎あり PCT 国際出願の場合は、PCT 国際出願番号と国内出願番号の両方をご記入ください。

外国特許庁への出願国名	外国特許庁への出願番号	外国特許庁への出願日
米国	〇〇/〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇年〇月△日
韓国	10-20〇〇 - 〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇年〇月△日
中国	報告日現在、番号未付与	〇〇〇〇年〇月△日
共同出願における持分割合及び費用負担割合 ※共同出願の場合のみ記入		
持分割合		費用負担割合

現時点で出願番号を記載した通知書を受領していない場合、上記のようにご記入ください。後日、**受領し次第、ご提出をお願いします。**

2. 間接補助事業の収支決算

(1) 収 入

(単位：円)

項 目	金	
自己資金	938,812	<合計額>から<間接補助金充当額>を引いた金額
間接補助金充当額	938,000	(2) 支出 (イ) 経費の内訳の〔間接補助金充当額〕の〔実績額〕と一致
合 計	1,876,812	

(2) 支出 (イ) 経費の内訳の〔助成対象経費〕の〔実績額〕と一致

国内・国外共に、(税込み)金額を記入してください。

外国出願経費から消費税他補助対象経費を引いた補助対象経費のみを記入すること。

(2) 支 出  
(イ) 経費の内訳

(単位：円)

国名／合計		外国特許庁への出願手数料	現地代理人費用	国内代理人費用	翻訳費用	国別計／合計
米国	実績額	92,411	277,608	203,500	276,100	849,619
韓国	実績額	89,289	216,042	165,000	116,076	586,407
中国	実績額	61,479	125,347	132,000	223,423	542,249
外国出願経費合計	実績額	243,179	618,997	500,500	615,599	1,978,275
助成対象経費	実績額	243,179	618,997	455,000	559,636	1,876,812
持ち分に応じた対象経費	実績額					1,876,812
間接補助金充当額	交付決定額					960,000
	実績額					938,000

共同出願の場合は、助成対象経費に持分割合をかけた金額を記入してください。

例：申請者の持分比率が70%の場合：合計金額 1,876,812 × 持分 70% = 「1,313,768」と記入（小数点は切捨）また、この場合、間接補助金充当額は、1,876,812 × 持分 70% × 補助額 50% = 656,884 となり、1,000 円未満切り捨て後、「656,000」となります。

※国別の外国出願経費の内訳、内訳項目ごとの助成対象経費及び間接補助金充当額を記載。  
※経費区分ごと出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否かわかる内訳書を添付すること。

【間接補助金交付決定通知書（様式2）】の  
3. 「間接補助金の額」を記入してください。

\* 「変更届（様式第3）」にて交付金額を変更した場合は、変更後の金額を記入してください。

(ロ) 支出相手方及び支出年月日

	支出相手方（弁理士等名）	支出年月日
国内	◎◎特許事務所	〇〇〇〇年 11 月〇〇日
現地	米国：〇〇〇〇LLP	〇〇〇〇年 11 月〇〇日
	韓国：××PATENT OFFICE	〇〇〇〇年 11 月〇〇日
	中国：△△LAW FIRM	〇〇〇〇年 11 月〇〇日

※「現地」には、国内代理人からの支出相手方及び支出年月日を記載してください。

現地代理人事務所名は出願国ごとに記入

送金控に記載されている「送金日」を記入

法人の場合は法人名義の口座をご記入ください

3. 補助金の振込先金融機関名等

金融機関名	〇〇銀行		支店名	△▽ 本 支店
<input type="checkbox"/> 当座 <input checked="" type="checkbox"/> 普通	口座番号	123456	フリガナ	〇〇カブシキガイシャ
			預金名義	〇〇株式会社

どちらか必ずチェック

4. 第23条第2項の規定によるフォローアップ調査の送付先

担当者（職名及び氏名）	△△課 課長 〇〇 〇〇		
送付先	(〒〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3 〇〇株式会社		担当者の部署名、職名、氏名、郵便番号、住所、貴社名、連絡先（電話、メール）を忘れずに記入
電話番号	〇〇〇-●●●●-〇〇〇〇	メールアドレス	〇〇_●●●@△△.com

※送付先に変更が生じた場合は補助事業者へご連絡ください。

5. 外国における事業展開等に関する今後の予定

- ・米国：加工製品の輸出の契約が現在進行しており、契約締結次第、輸出を行う予定。
- ・韓国：中国で製造した製品を、中国を拠点にして韓国へ輸出予定。
- ・中国：来年夏までに、現地会社と工場を設置し製造開始予定。

(注1) 外国特許庁からの出願受理に関する応答書類と、外国特許庁への出願に関する経費の支出根拠及び支払実績となる書類（選任代理人に依頼した場合は、選任代理人への支払に関する銀行振込受領書等が必須）を添付すること。

(注2) 共同出願の場合は、持分割合及び費用負担割合が記載されている契約書等の写しを添付すること（申請時に提出したものと変更等無ければ再提出は不要）。